いわむら

発行所 岩室村役場
印刷所 巻・北洋印刷K・K
No.108

岩室村の人口
（2月1日現在）

男	4,289人	（△10）
女	4,922人	（14）
計	9,211人	（4）
世帯数	2,022世帯	（1）

（住民基本台帳による）

住民相談所開設

四月から毎月十日

なんでも相談　毎日受付

開設のねらい

私たちは、憲法をはじめとするいろいろの法律や、約束事・習慣に取り囲まれて、多くの人と、協力したり競争したりして生活しています。一日たりともその網の目から抜けられないのが、社会のきびしい現実でしょう。

いわばそういう社会の仕組みの中で、いろいろの「なやみ」や「心配ごと」が絶え間なく起きてきます。そして多くの場合に私たちは、それを解決する方法を知らないためにあきらめてしまったり、不利な結果を招いたり、他人に迷惑をかけてしまったりしてしまいます。

今まで役場の中に、次のような各種の相談の窓口が置かれていました。

⊙心配ごと相談　社会福祉課
⊙就業相談　農政課
⊙行政相談　総務課
⊙交通事故相談　企画課
⊙税務相談　税務課

これらの窓口が、力を合わせて、なんでも相談やすくし、親切をモットーに解決の方法を

①一緒に考える。
②その方法や場所を紹介する。
③指導や助言をする。
④必要によりお手伝いもする。

というのが、住民相談所を開設するねらいです。

相談員はお二人

専任の相談員として、皆さまにはなじみ深い、次のお二人をお願いいしました。

家庭裁判所調停委員　渡辺洞雲さん（石瀬）
行政相談員　民生委員　佐藤九三九さん（和納）

お二人は、それぞれ本来のお仕事のほかに、毎月決った日に、村の住民相談室の相談員として、大切なお役目を果していただくことになったわけです。

なお、住民相談室ができたからといって、民生委員（児童委員）などの方々への相談ができなくなったということではありません。むしろ、かえって相談しやすくなり、横の連絡もいっそう固くなり、その対策が迅速になることもねらいの一つです。

受付は毎日　相談日は十日

住民相談室の運営は、概ね次の要領で行なわれます。

⊙相談の受付
土曜・日曜・祝祭日を除く毎日
午前九時から
午後四時まで
（至急の場合は、時間外でも受付けます）

⊙相談の窓口
役場の企画課

⊙処理の仕方
①係員が相談の事情を聞き、役場の各課と連絡をとりながら、その場で解決できるものは、すぐ処理します。
②他の方面へ行かなければならないものは、直ぐ連絡をとります。
③相談員に相談しなければならないものは、受付けておいて、相談日に来ていただきます。
④特に急ぐ内容で、相談日まで待てない場合には、相談員に連絡をとり急いで処理します。

⊙相談の場所と相談日
場所……役場
相談員が役場へ来られる日。
毎月十日
午前十時から
午後四時まで

個人の秘密は絶対守られます

相談に来られた人のお名前や相談の内容は、個人の秘密として絶対に他へもれることはありません。安心してなんでも気軽に御相談下さい。

春の全国交通安全運動

四月五日～十日（前期）
重点目標
歩行者事故、とくにこどもと老人の事故防止を目標とし、なかでも新入学児童・園児の保護、通学通園の安全を確保する。

四月二十六日～五月一日（後期）
重点目標
行楽期における事故防止を主眼とし、飲酒運転・速度違反・その他無謀運転の追放をはかる。

弥彦山スカイライン四月一日オープン
あの道もこの道も、車の波であふれます。注意はし過ぎるということはありません。ご用心、ご用心。
弥彦競輪は　四月二十九日が初日

春の火災予防週間

四月一日～七日

春先は解放感にあふれ、とかく気もゆるみがち、空気の乾燥から火災が多く、また大火災になりやすい季節です。

そして、建築様式や用材の変化から、死傷者の多いのも、最近の火災の特徴です。

火災の原因は、
・たばこのすいがら
・子供の火あそび
・暖房器具の取扱い不注意
・煙突の過熱

などが多く、ほんのわずかな不注意やあやまちが、大事の元になっています。

火を使う環境や火の仕末のやり方を、もう一度点検して、絶対に火をあまさないように、一人一人が十分注意いたしましょう。